

平成19年(行コ)25号 県営渡船委託料損害賠償請求控訴事件

岐阜地裁平成11年(行ウ)16号県営渡船委託料損害賠償請求事件の争点整理表の要点を抜粋し、2007年5月31日言渡しの判決の要点も加味した比較表を作成したもの。

下記のうち、(請求)については、2007年5月31日岐阜地裁言渡しの判決に記載された「第1請求」部分を引用し、(事案の概要)及び(前提事実)は第一審で裁判所が作成、原告被告も同意している争点整理表から引用した。比較表は、争点整理表の争点の項目の順に、それぞれ原告被告の主張として記載されている各主張を要約し、各争点に対応する第一審判決を要約した(各文末の括弧内は判決文中の所在を示す)。

- ◆ (請求) 1 被告梶原拓(以下「被告梶原」という)被告伊藤俊樹(以下「被告伊藤」という)、被告海津市(以下、「被告市」という。)及び被告福島春雄(以下、「被告福島」という。)は、岐阜県(以下「県」という。)に対し、連帯して、277万8500円及びこれに対する被告梶原及び被告伊藤は平成11年9月1日から、被告市及び被告福島は平成12年2月25日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告梶原、被告伊藤、被告市及び被告瀬古章(以下、「被告瀬古」とい、被告福島と併せて「被告組合長ら」という。)は、県に対し、連帯して、277万8500円及びこれに対する被告梶原、被告伊藤及び被告瀬古は平成11年9月1日から、被告市は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告梶原、被告内田鉄男(以下「被告内田」という。),被告市及び被告福島は、県に対し、連帯して、280万2000円及びこれに対する被告梶原及び被告内田は平成11年9月1日から、被告市及び被告福島は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告梶原、被告内田、被告市及び被告瀬古は、県に対し、連帯して、280万2000円及びこれに対する被告梶原、被告内田及び被告瀬古は平成11年9月1日から、被告市は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告梶原、被告大杉幸靖(以下「被告大杉」という。),被告市及び被告福島は、県に対し、連帯して、290万0500円及びこれに対する被告梶原及び被告大杉は平成11年9月1日から、被告市及び被告福島は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被告梶原、被告大杉、被告市及び被告瀬古は、県に対し、連帯して、290万0500円及びこれに対する被告梶原、被告大杉及び被告瀬古は平成11年9月1日から、被告市は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 被告梶原、被告渡辺武彦、被告市及び被告福島は、県に対し、連帯して、262万0250円及びこれに対する被告梶原及び被告渡辺武彦は平成11年9月1日から、被告市及び被告福島は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 8 被告梶原、被告渡辺武彦、被告市及び被告瀬古は、県に対し、連帯して、172万4500円及びこれに対する被告梶原、被告渡辺武彦及び被告瀬古は平成11年9月1日から、被告市は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 9 被告梶原、被告渡辺建蔵(以下、被告伊藤、被告内田、被告大杉、被告渡辺武彦と併せて「被告土木事務所長ら」という。),被告市及び被告福島は、県に対し、連帯して、56万3017円及びこれに対する被告梶原は平成11年9月1日から、被告渡辺建蔵は同月2日から、被告市及び被告福島は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 被告梶原、被告渡辺建蔵、被告市及び被告瀬古は、県に対し、連帯して、71万1371円及びこれに対する被告梶原及び被告瀬古は平成11年9月1日から、被告渡辺建蔵は同月2日から、被告市は平成12年2月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 11 被告梶原及び被告渡辺建蔵は、県に対し、連帯して、8万4000円及びこれに対する被告梶原は平成11年9月1日から、被告渡辺建蔵は同月2日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(事案の概要) 本件は、岐阜県(以下「県」という。)の住民である選定者らが、原告らを選定当事者として、地方自治法(平成14年法律4号による改正前のもの。以下「法」という。)242条の2第1項4号及び法243条の2第1項4号に基づいて、県営渡船(日原及び森下渡船)の業務委託に関し、下記の各行為が違法であると主張して、被告らに対し、損害賠償、賠償命令ないし不当利得の返還を求めている事案である。

(前提事実) (1)当事者等 ア 選定者らは、県の住民である。

イ 被告梶原は、平成7年ないし平成11年当時、岐阜県知事の職にあった者である。

ウ 被告伊藤は平成7年度の、同内田は平成8年度の、同大杉は平成9年度の、同渡辺武彦は平成10年度の、同渡辺建蔵は平成11年度の。それぞれ岐阜県大垣土木事務所長(以下「土木事務所長」という。)の職にあった者である。

エ 被告福島は、平成7年ないし平成11年当時、後記渡船場日原渡船(日原渡船組合)の、同瀬古は、平成7年ないし平成11年当時、後記渡船場森下渡船(森下渡船組合)の代表者(組合長)の職にあった者である。

オ 日原渡船及び森下渡船組合は、権利能力なき社団である。

カ 岐阜県海津郡海津町(以下「旧海津町」という。)は、平成17年3月28日、合併により、岐阜県海津市となった(顕著な事実)。これにより、被告海津市は、旧海津町の地位を承継した。

(2)渡船越立業務の委託 ア 県は、県道津島海津線の一部として、旧海津町日原地内の長良川において日原渡船を、県道津島立田海津線の一部として、同市森下地内の長良川において森下渡船を、それぞれ運営している。

イ 県は、被告海津市に対し、上記各渡船の越立業務を委託し、同海津市は、日原津船の越立業務を日原渡船組合に、森下渡船の越立業務を森下渡船組合に、それぞれ委託している。

ウ 土木事務所長は、被告海津市との間で渡船の越立業務の業務委託契約を締結する権限及び契約履行状況についての検査・監督権限を有している。

(3)委託料の支出

ア 県と海津市は、渡船越立業務委託契約における委託料の支払につき、平成10年度までは年間総額方式(運行実績にかかわらず1年間の委託料を定めて半期毎に前払いする方式)を採用していたが、平成11年度は勤務実績方式(固定経費を除いて運行実績に応じて船頭の日当を支払い、年度末に精算する方式)を採用した。

イ 県は、被告海津市に対し、日原渡船の委託料として、平成7年度に277万8500円、平成8年度に280万2000円、平成9年度に290万0500円及び平成10年度に262万0250円をそれぞれ支払った。

また、県は、被告海津市に対し、森下渡船の委託料として、平成7年度に277万8500円、平成8年度に280万2000円、平成9年度に290万0500円及び平成10年度に172万4500円をそれぞれ支払った。

ウ 県は、被告海津市に対し、平成11年度の日原渡船の委託料として56万3017円を、同年度の森下渡船の委託料として74万1371円をそれぞれ支払った。

エ 県は、被告海津市に対し、平成11年度に「船頭は常駐せず」と記載された看板の工事費として8万4000円を支払った(以下、上記アないしウの支出と併せて「本件各地支出」という)。

(4)住民監査請求等 ア 選定者らは、平成11年6月21日、岐阜県監査委員に対し、本件各支出について住民監査請求をしたが、同監査委員は、同年8月19日付けで平成10年6月21日以前の支出に関する部分及び被告海津市関係者に対する請求を却下し、その余の請求を棄却し、そのころ、選定者らに対し、その旨通知した。

イ 選定者らは、平成11年8月25日、本件訴えを提起し、原告らを選定当事者に選定した。

| 本案前の争点 | 第一審判決 | 原告 | 職員ら | 市・船頭ら |
|----------------------------------|--|---|--|---|
| (1)道路管理は住民監査請求でいう管理か | ● 財務会計行為ではなく、対象にならない(39頁中段のウ及び(2)) | 財産管理である | 財務会計行為ではなく、対象にならない | 職員ら主張を援用 |
| (2)損害賠償請求の怠りについての住民監査請求1年制限適用の可否 | ○ 実体法上の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使が違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求も含んでいる。県の損害を確定しさえすれば足りる。委託契約の締結や支出の違法であるかを判断しなければならない関係ではないから期間制限は及ばない(40頁(3)から42ページ) | 本件事実や状況からして真正怠る事実であるから住民監査請求の1年という制限は適用されない | 不法行為の成立要件の具体的な主張立証がない。原告主張は財務会計行為上の行為が違法とされて初めて発生する請求権だから1年の制限が適用される | 最高裁判例は談合等不法行為と財務会計行為とを切り離して期間制限の適用を考えることができる場合のこと。本件は談合や水増し行為はなく不真正怠る事実 |
| (3)損害賠償請求の怠りについての但し書きの正 | (前記(2)のとおりだから判断するまでもない(42頁の(4)) | 予算決算の審議があっても本件業務実態の内容は分からないし、予算書などが公開されても分からない。 | 情報公開により予算説明書や契約書などを入手し得た。渡船事業も公然となされ秘密裏にされた | |

| | | | | |
|-------------------------|--|--------------------------------|-----------------|----------|
| 当理由の有無 | | 告発後、速やかな期間に請求した | ものではないから正当理由はない | |
| (4)住民監査請求前置(道路管理の怠り) | ● 財務会計行為ではなく対象でない(39頁中段のウ及び(2)) | 住民監査請求している | | |
| (5)住民監査請求の前置(損害賠償請求の怠り) | ○相手方についても期間制限の適用はないから誤って却下されたもの(42頁3から43頁) | 誤って却下された。却下されても再度の請求ができ、訴訟もできる | 監査は適法に行われて却下された | 職員ら主張を援用 |

| 本案の争点 | 第一審判決 | 原告 | 職員ら | 市・船頭ら |
|--|--|---|--|---|
| (1)海津市の不法行為ないし債務不履行の有無 | | 市の各行為は県に対する不法行為ないし債務不履行にあたる | 市の主張を援用。損害賠償にいたるような契約上の落ち度はない | 職員らの主張のうち市らに関する部分は援用する |
| ア. 総額方式 | | | | |
| (ア)船頭が常駐していないこと | ○ 県は船頭が常駐していることを前提としていた(45頁アから47頁) | 本来的な常時の渡船機会を保証できない | 契約は常駐が目的でなく、県道を通行可能な状態で維持すること | 常駐しなくても業務はできる体勢にあった。県も、常駐しないこと黙認していた |
| (イ)一括委託禁止 | ○ 市の業務は委託の構造から来ている派生的業務で、組合を指導監督していない。一括委託禁止に違反する債務不履行(47頁イから48頁) | 契約書で禁止されている | 市は主導的に業務を行い、渡船業務や除草を委託しただけだ | |
| (ウ)実態と違うのに虚偽報告したこと | ○ 精算書や日誌の記載内容の不自然さや体裁のずさんさにかんがみると内容は正確ではない。実情を反映した正確な記載をしていない。精算書や日誌を提出して委託料を受領した行為は不法行為(48頁ウから49頁) | 現実に支払っていない各種のものを請求、県が支払った。運行の実績方式報告書にも虚偽記載が多数ある | 正確を欠いたり誤解を招く記載は意図的虚偽報告ではない。運行体勢確保に対して包括的に報酬を払う設定だから、日誌の記載の誤りは債務不履行に直結しない | 水抜きなどの管理はしていた。運行実績方式に関係なく委託料が決まるのだから虚偽報告でも県に損害が生じたとはいえない |
| (エ)渡船場や船の管理の怠り | ● 着船場が危険であった、債務不履行ないし不法行為に該当する管理の怠りがあったと認める証拠はない(50頁オ) | 管理実務は求められていた | 否認する | |
| (オ)労働保険料等 | ○ 保険料が保険契約を前提にすることは常識で、契約締結事実を確認せず漫然と県から保険料を受領したのは不法行為(49頁エから50頁) | 支出根拠ない保険料を県から受けた。市は組合に同保険料の返還を求めている | | 認める。が、固有の不法行為を構成するほどの違法性はない |
| イ. 実績方式 | | | | |
| (ア)渡船場や船の管理の怠り | ● 着船場が危険であった、債務不履行ないし不法行為に該当する管理の怠りがあった、と認める証拠はない(52頁エから53頁) | 小屋や着船場は荒れ放題、船の管理もされていない | 否認。現に道路として通行可能な状態で委託業務は遂行されていた | |
| (イ)虚偽報告 | ● 運行日数に虚偽である証拠はない(51頁ア)) ○ 船外機カバーについて、清算書に記載はしないし、誤記である証拠はない。(51頁イ)) ● 写真フィルムは格別不合理とはいえない(52頁ウ)) | 船外機カバーや写真代など不自然で実際に購入されていないもしくは他の事業分で不要 | | 船外機カバーは年度違いの単純ミス。写真フィルムは確実に使用された |
| (ウ)一括委託 | | 契約書で禁止されている | 市は組合に指導監督等しており一括下請でない | |
| (エ)安全確保のための2人従事条項 | | 県は市に2人従事を求めたが、市は組合に求めなかった。県が予定する安全な渡船がなされていない | 県が2人従事を求めたのは乗員が多い場合等の安全確保のため。2人業務を義務付けていない | |
| (オ)乗船拒否等の原則禁止条項違反 | | 契約からは「速やかな運行」を期待されているのに、原告らは拒否された。運行の要請とはいっ来るか分からない不特定の通行人と解すべき | | 今すぐなどといわれた不可能を強いられるもの |
| (カ)管理を怠ること | | 市は組合に対する指導監督責任を負いこれを怠った | 実績方式では不正確な記載や誤解を招くはない | 平成11年度は正確に記載しており、虚偽はない |
| (キ)労働保険料等 | ○ 契約を締結していないのに県から保険料の支払いを受けていたから不法行為(52頁イ) | 支出根拠ない保険料を県から受けた。市は組合に同保険料の返還を求めている | | 認める。が固有の不法行為を構成するほどの違法性はない |
| 予備的主張 (ク)勤務実績の水増し | ○ 市職員の職務行為は別途給料が支払われており、市職員の人数を加えて報告しその分の委託料を取得することは契約において想定されており、職員分を多く受け取ったことは不法行為(52頁ウから53頁) | 雲合いから市への精算労働日数が正しいなら市は県に対して勤務実績を水増ししたことになる | | 人数が異なっているのは準備書面(13) |
| (2)組合長らの不法行為ないし債務不履行の有無 | | 組合長らの以下の行為は県に対する不法行為に当たる | 市の主張を援用する | 職員らの主張で市に係る部分は援用する |
| ア. 総額方式 | | | | |
| (ア)船頭が常駐していないこと b 実態と違う c 虚偽報告した | ○ 県と市との契約で船頭が常駐していることが前提であることを認識した上で県から市に委託料を支出させ、さらに市から受け取っていた。信用性の欠ける日誌を提出、保険契約していないにもかかわらず保険料が発生している旨の報告をして保険料を受領していた。これらは組合長自身の不法行為に該当する(56頁(1)) | 前記海津市に関する(1)ア(ア)に同じ | 前記海津市に関する(1)ア(ア)に同じ | 前記海津市に関する(1)ア(ア)に同じ 水抜きなどの管理はしていた。運行実績方式に関係なく委託料が決まるのだから虚偽報告でも県に損害が生じたとは |

| | | | | |
|---------------------------------|---|---|--|---|
| | | | | いいない |
| (イ)渡船場等管理の怠り | ● 管理の怠りがあった、と認めるに足りない(56頁(1)) | 管理実務は求められていた | 否認する | |
| イ. 実績方式 | | | | |
| (ア)渡船場や船の管理の怠り | ○ 保険契約していないにもかかわらず保険料を受領していたことは組合長らの不法行為に該当する(56頁(2)から57頁) ● 船外機カバーについて虚偽と認めるに足りない(56頁(1))清算書に記載はないし、誤記である証拠はない。(57頁(2)) | 小屋や着船場は荒れ放題、船の管理もされていない。契約から管理は組合が行うべき | 否認。 | |
| (イ)虚偽報告 | | 前記海津市に関する(1)イ(イ)に同じ | | 前記海津市に関する(1)イ(イ)に同じ |
| (3)所長ら(4)知事の県道の維持管理の怠り | | | | |
| (5)所長らの法234条の2第1項の監督又は検査の怠り | ○ 法234条の2第1項4号、234条の2第1項の監督又は検査の権限を有し、市の債務不履行ないし不法行為を漫然と見逃していた所長らは重大な過失をもって監督又は検査を怠った(57頁6から58頁) | 契約の適正な履行を確保するために必要な法234条の2第1項の監督又は検査を怠った | 船頭確保の困難性や費用などを考慮し、平成10年度までは総額方式としていた裁量の逸脱又は濫用はない | |
| ア. 総額方式 イ. 実績方式 | | 業務実態・履行状況の調査をせず監督又は検査を怠った。市と組合の契約書すら取得していない | 週1回程度巡回している | |
| (6)梶原の注意義務違反・過失の有無 | ○ 客観的に存在する債権につき地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない。よって、損害賠償請求権を行使しないことは違法である。市への不行使に正当な理由もない。不当利得返還請求権も怠る事実の対象である。(54頁(4)から55頁) ○ 組合長らに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのに行使しないことに正当な理由もなく、不行使は違法(57頁(3)) | | 梶原には注意義務違反及び過失はない | |
| (7)損害 | | | | |
| ア. 委託料等 (ア)総額方式 市及び組合長ら | ○諸点の不法行為ないし債務不履行が認められる。県と市の契約では船頭を常時拘束することを前提に、運営実績にかかわらず1年365日の日当と固定経費を基礎に1年間の委託料を決定していたから、市及び組合長らの船頭常駐義務違反によって、日当の支払根拠自体が覆されている。市及び組合長らの不法行為等によって県は損害を被っている。 もともと、若干は運行がなされていると認められるが、日誌は正確ではないから実績を具体的に認定することは困難である。したがって、民事訴訟法248条を適用して相当な損害額を認定すると、少なくとも実績方式(平成11年度)と同程度の運行業務がなされていたとして損害を認定する(58頁(1)から62頁) | 委託料金額及び平成11年度板設置費の損害を受けた | 債務不履行ほどの損害賠償にいたる契約上の落ち度はない。看板は設置されているから損害ではない | |
| (イ)実績方式 市について 組合長らについて | 市の債務不履行ないし不法行為等によって県に損害が生じている(62頁(ア)から63頁) 組合長らには、保険料に関する虚偽報告の不法行為が認められ県に損害が生じている(63頁(イ)) | | | |
| イ. 梶原及び所長ら 梶原について 所長ら | ● この損害、本訴を通じて、市と船頭らに損害賠償請求権を代位行使することによってできるから、この債権の行使ができる以上、未だ梶原の債権の不行使を原因として損害が県に発生しているとはいえない(63頁(2)から64頁) ○ 重大な過失をもって監督又は検査を怠ったと認められ、市を介して損害を発生させた(64頁(3)から68頁) なお、認容一覧表の○が付された被告らは不真正連帯債務関係にある | 損害賠償義務を負う | 落ち度はないから損害賠償義務はない | |
| ウ. 市及び組合長ら | 上記アのとおり | 相手方として受け取った委託料全額相当額の返還義務を負う | | 委託料を受けたのは個々の組合員。組合長らは全額の損害賠償義務を負うものではない |
| エ. (予備的主張) | | 市と組合、市と県の差額相当分の返還義務を負う | 落ち度はなく全額の損害賠償義務を負はない | 梶原ら主張の市らに関する部分を援用する |